

第2回「越前市の子どもたちの新たな活動環境構築に係る協議会」

日 時：令和7年11月17日（月）

15：00～16：30

会 場：越前市市民プラザたけふ
多目的室1

【 次 第 】

1 あいさつ

2 報告事項

- ・越前市の「地域クラブ活動」について
地域クラブ活動の要件及び認定方法
- ・「地域クラブ活動に係るアンケート」の結果について
- ・令和7年度後期地域クラブ活動の実施状況
各地域クラブ活動への参加状況
指導者研修会
実務者会議

3 協議事項

- ・今後の方向性について
令和7年度スケジュール
「新入生説明会」・「令和8年度運営方針」について
- ・費用負担のあり方について

4 その他

5 連絡事項

- ・第3回協議会開催予定 令和8年2月中旬

報告事項

I 越前市の「地域クラブ活動」について

(1) 「地域クラブ活動」への展開について

全国的に少子化が進む中、子どもが地域でスポーツや文化に親しむ機会を確保するため、現在、休日部活動の「地域クラブ活動」への移行が進められています。

越前市においても、文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿った、中学校における部活動のあり方について検討しており、令和5年度より「越前市の子どもたちの新たな活動環境に係る検討委員会」（令和6年度からは、越前市の子どもたちの新たな活動環境構築に係る協議会）を立ち上げて検討しています。また、令和5年から令和7年の3か年間、国の「地域運動部活動推進事業」に採択され、越前市「地域クラブ活動」モデル事業として越前市の子どもたちのスポーツや文化芸術に係る活動環境作りに取り組んでいるところです。

そこで、新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築について、次のように越前市の基本的な考え方をまとめています。

(2) 越前市「地域クラブ活動」の考え方

- ① 少子化等の中でも将来にわたり越前市の子どもたちが、スポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ② 越前市の子どもたちが、自発的な参画を通して「楽しさ」・「喜び」を感じ、自己実現を図りながら活動することができる場を整備する。
- ③ 地域の持続可能で多様なスポーツや文化芸術の環境を一体的に整備し、過度に専門性を追求するのではなく、子どもたちが気軽に参加できるように受益者の負担をできるだけ減らし、多様な体験機会を段階的に確保する。

(3) 越前市地域クラブ活動の理念

- ① 越前市のウェルビーイングの方針（自分らしさを感じる場、可能性を引き出す舞台づくり）に沿った「地域クラブ活動」
- ② 子どもや大人、障がい者の参加・交流がある地域連携の「地域クラブ活動」
- ③ 新たなコミュニティの場（学校・家庭以外のコミュニティ）の創出としての「地域クラブ活動」
- ④ 多様なスポーツや文化芸術の機会を広げる「地域クラブ活動」
- ⑤ 体力、技術の向上、判断や選択（自己決定）による主体性育成の「地域クラブ活動」
- ⑥ 生涯のスポーツや文化芸術活動につながる「地域クラブ活動」

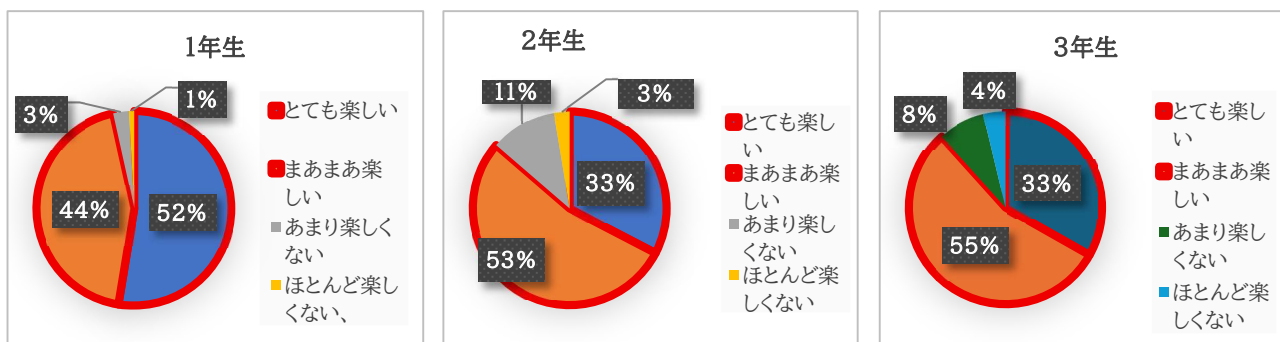
(4) 令和7年度「地域クラブ活動」の活動状況

① 令和7年8月現在の生徒アンケート結果 回答率79%

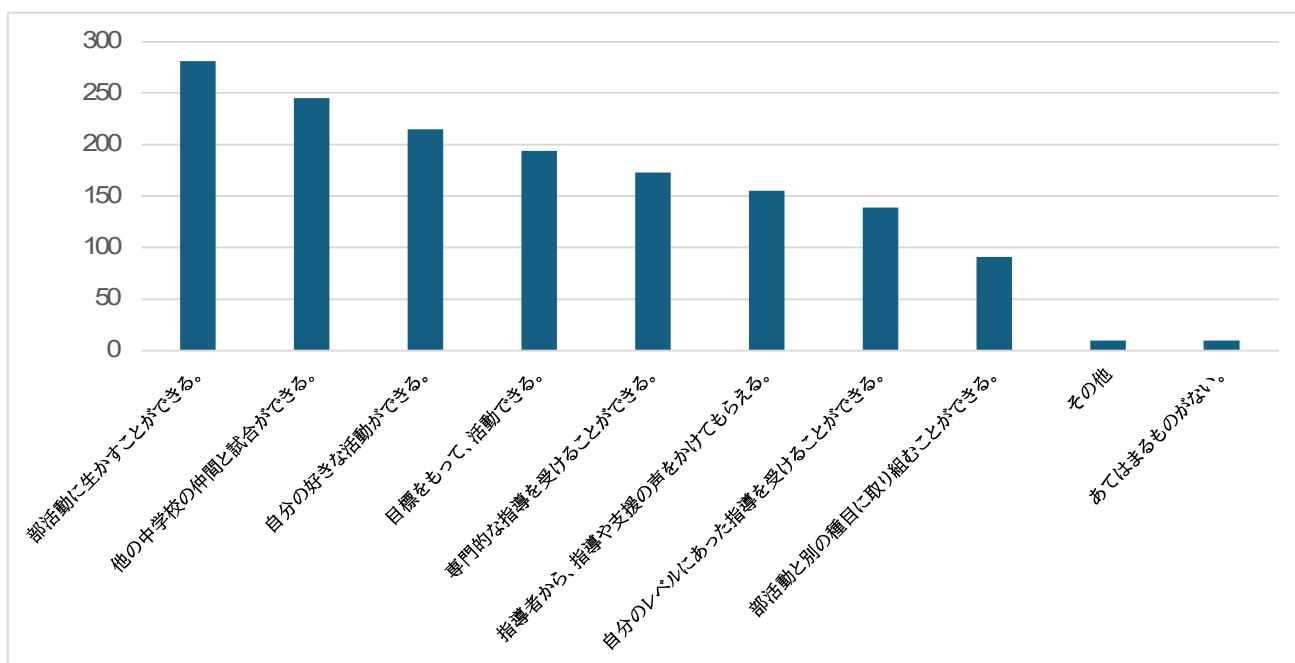
回答数：中学1年生 533名/633名、中学2年生 608名/647名、中学3年生 457名/668名

※ アンケート時点でスポーツ系の3年生の一部は、部活動を終了しています。

・地域クラブ活動に参加した感想



・「地域クラブ活動」が楽しい、役に立っている理由(複数回答)



・「地域クラブ活動」の参加数 中学校1年生・2年生 参加者数 862名/1,280名

参加しない理由

- ・クラブチームに所属している、入る予定。
- ・休みの日は休みたい。
- ・送迎が難しい、してもらえないか分からない。
- ・部活をしているから、部活だけで十分。
- ・遊びたい、他にしたいことがある。
- ・自分のレベルに合っていない、物足りない。

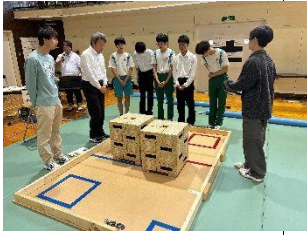
・「地域クラブ活動」で、困っていることや改善してほしいこと

- ・指導者の方や他学校の生徒と馴染めるまでは、活動前後の生徒の体調などをよく気にかけていただけるようお願いしたい。
- ・会場が遠いので送り迎えが難しいのと時間がかかる。
- ・部活動の競技向上をする練習をしてほしい。
- ・練習メニューを増やしてほしい。
- ・もっとゲーム形式のものを増やしてほしい。
- ・時間が短い。
- ・技術レベルごとに指導者を配置して、相応しい練習をそれぞれして欲しい。

② 各「地域クラブ活動」様子

競技・活動	活動場所 ※（ ）内は活動対象校	活動の様子
<p>軟式野球</p> <p>生徒： 52人 指導者： 16人</p>	<p>武生第一中学校 グラウンド (武一、武三、武五) 武生第六中学校 グラウンド (武二、坂口、武六) 南越中学校 グラウンド (万葉、南越)</p>	
<p>バスケットボール</p> <p>生徒： 86人 指導者： 7人</p>	<p>男子：武生第一中学校 体育館 (武一、武二、坂口、武六、武五) 南越中学校 体育館 (武三、万葉、南越) 女子：武生第二中学校 体育館 (市内すべての中学校)</p>	
<p>バレーボール</p> <p>生徒： 82人 指導者： 10人</p>	<p>男子：武生第一中学校 体育館 (市内すべての中学校) 女子：武生第三中学校 体育館 (武一、武二、武三、坂口) 南越中学校 体育館 (万葉、武六、南越、武五)</p>	
<p>バドミントン</p> <p>生徒： 54人 指導者： 4人</p>	<p>万葉中学校 体育館 (市内すべての中学校)</p>	
<p>卓球</p> <p>生徒： 77人 指導者： 9人</p>	<p>武生第二中学校 体育館 (市内すべての中学校)</p>	
<p>ソフトテニス</p> <p>生徒：138人 指導者： 17人</p>	<p>越前市 東運動公園庭球場 (市内すべての中学校)</p>	
<p>サッカー</p> <p>生徒： 89人 指導者： 7人</p>	<p>武生第二中学校 グラウンド (武二、坂口、武六) 武生第三中学校 グラウンド (武一、武三、武五) 万葉中学校 グラウンド (万葉中、南越中)</p>	

<p>陸上 生徒： 39人 指導者： 8人</p>	<p>越前市 東運動公園陸上競技場 (市内すべての中学校)</p>	
<p>剣道 生徒： 41人 指導者： 9人</p>	<p>武生第二中学校と南越中学校 の武道場を交互に使用 (市内すべての中学校)</p>	
<p>柔道 生徒： 9人 指導者： 6人</p>	<p>越前市警察署 武道場 (市内すべての中学校)</p>	
<p>吹奏楽 生徒： 135人 指導者： 14人</p>	<p>越前市内 各中学校 音楽室 (市内すべての中学校)</p>	
<p>美術 生徒： 16人 指導者： 3人</p>	<p>武生第三中学校 美術室 (市内すべての中学校)</p>	
<p>文化芸術 生徒： 2人 指導者： 2人</p>	<p>武生第三中学校 美術室 (市内すべての中学校)</p>	
<p>合唱 生徒： 11人 指導者： 3人</p>	<p>越前市文化センター (市内すべての中学校)</p>	

ロボコン 生徒： 16人 指導者： 4人	武生第三中学校 技術室 (市内すべての中学校)	
----------------------------	----------------------------	---

(5) 令和7年度の「地域クラブ活動」モデル事業について

①～③の考え方や理念をもとに、令和5年度から、地域クラブ活動のモデル事業に取り組んでおり、令和7年度は最終年度となっています。令和7年度は、これまでの3か年のモデル事業を検証し、その結果を踏まえて、令和8年度からの3か年間で更なる取組を推進していきます。

令和7年度以降の見通し	
① 令和5年度～令和7年度	改革推進期間（令和7年度はモデル事業の最終年度）
② 令和8年度～令和10年度	改革実行期間（前期） 休日の地域展開を実施していない各自治体は、この3か年で取り組む
中間評価	前期において平日の地域展開に着手し活動の在り方や課題の対応策を検証
③ 令和11年度～令和13年度	改革実行期間（後期） 改革実行期間を経て、平日、休日の地域展開を実施

出典：「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ、2025.5.16

(6) 「地域クラブ活動」の運用（令和7年度後期以降）

① 平日は学校での部活動。

② 土曜日、祝日の活動については、「地域クラブ活動」で活動。例外として、天候（雨や雪など）により屋外での活動場所の確保が難しい場合は、日曜日の室内活動に変更することある。

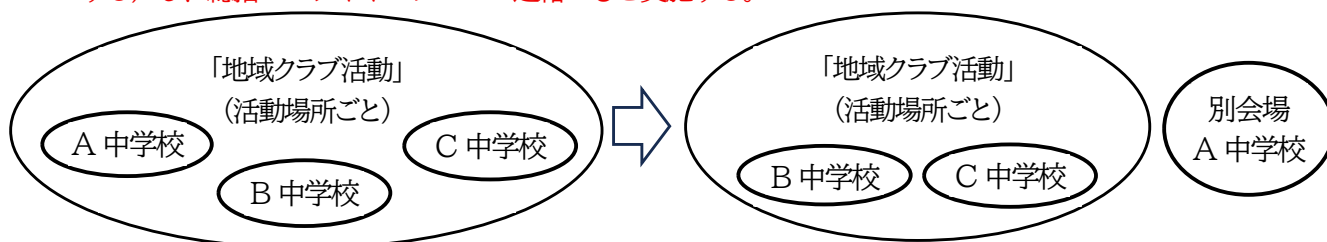
月	火	水	木	金	土(日)	祝日
学校での部活動（ただし、1日は休養日）					「地域クラブ活動」	

令和7年度後期より実施する「地域クラブ活動」

スポーツ系：野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、バドミントン、卓球、サッカー、剣道、柔道、陸上（10種目）

文化系：吹奏楽、合唱、美術、文化芸術、ロボコン（5分野）

- ③ 土曜日、祝日の分散活動（練習試合）に関しては、「地域クラブ活動」の中の1チームとして行ってもよい。（下記参照）ただし、各種目のコーディネーターと市の担当者と協議の上、分散活動（練習試合）を含む活動計画を事前に策定（1か月前には各指導者は、種目・分野コーディネーターに活動計画を提出する）し、総括コーディネーターへの連絡のもと実施する。



例：女子バレーボールの活動において、南越中学校を会場として、万葉中学校、武生第六中学校、南越中学校が活動を行います。その中で、南越中学校が鯖江の東陽中学校で合同練習を行います。残りの中学校は、南越中学校で活動を行うことができます。

ただし、このような分散活動については、月の活動日の半数程度までとする。

（例：月4回活動ならば2回を超えない）

- ④ 大会については多くの生徒が出場できるように、生徒本人や保護者の希望を重視する。
また、学校に部活動がない、部員が少なく団体競技として出場ができない、学校の部活に入部していない等の生徒は、「地域クラブ活動」のチームとして参加することができる。

例：軟式野球の場合の市内チーム

万葉中、武生一中、武生二中、武生三中、南越中、式部クラブ（「地域クラブ活動」の仮称）

- ⑤ 「地域クラブ活動」として中体連等の大会に参加するため、各種目・競技で1チームは、「地域クラブ活動」のチームとして中体連に登録を行うことができる。（（4）を参照）
- ⑥ 「地域クラブ活動」の指導は、地域や各競技等団体の指導者と学校の指導者（部活動指導員、外部指導者、兼職兼業教職員）による専門的な指導
- ⑦ 吹奏楽については、当面学校単位で活動を行う。
- ⑧ 協会や連盟等の大会については、各学校長の判断で、学校単位で参加してもよい。
- ⑨ 参加生徒の送迎は、保護者または徒歩・自転車など。
- ⑩ 令和7年度は保護者の負担する経費は、保険料（800円）のみ。（令和8年度以降については検討中）
- ⑪ 参加登録、連絡、出欠、指導者の勤怠について、令和7年5月からアプリケーションを活用した一元管理の運用開始。

（7）「地域クラブ活動」の指導者について

- ① 「地域クラブ活動」に携わる指導者は、県及び市の指導者研修会を必ず2回以上受講すること。
- ② 越前市の「地域クラブ活動」の考え方や理念を理解し、生徒の多様なニーズに応えられる資質向上に積極的に取り組むこと。
- ③ 基本的な考え方は、次のとおり
- ・生徒の個性を尊重すること。
 - ・指導者がよき手本となること。
 - ・生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の活動の禁止、合理的かつ効率的・効果的な活動の導入等を行うこと。
 - ・適切な指導をすること。（寄り添う指導、勇気づける指導）
 - ・生徒の主体性を高めること。（自己選択と自己決定の力）
 - ・生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶すること。
 - ・「認定地域クラブ活動指導者（仮称）」による宣誓書等の提出。
 - ・指定した指導者研修会を必ず2回以上（うち1回は越前市主催の研修）受講すること。

④ 「越前市地域クラブ活動」登録指導者数（10月30日現在）

教職員（兼職兼業届済） 81名

教職員外の指導者 39名

⑤ 令和7年度第1回「越前市地域クラブ活動」指導者研修会実施

令和7年10月22日（水） 18時30分～20時00分

会場：市民プラザたけふ3階

講師：越前市武生第五中学校 校長 八田 天 氏

略歴 日本スポーツ協会陸上競技公認コーチ

日本ペップトーク協会 JCCA会員

福井しあわせ元気国体 競技力本部県競技力向上対策課主任

福井県スポーツ協会スポーツ医学センター担当 歴任

参加者数：「地域クラブ活動」指導者 100名

⑥ 令和7年度 福井県地域スポーツクラブ活動指導者研修会（福井・若狭）

【福井市会場】 令和7年11月9日（日） 福井市体育館 2階 第3・4・5会議室

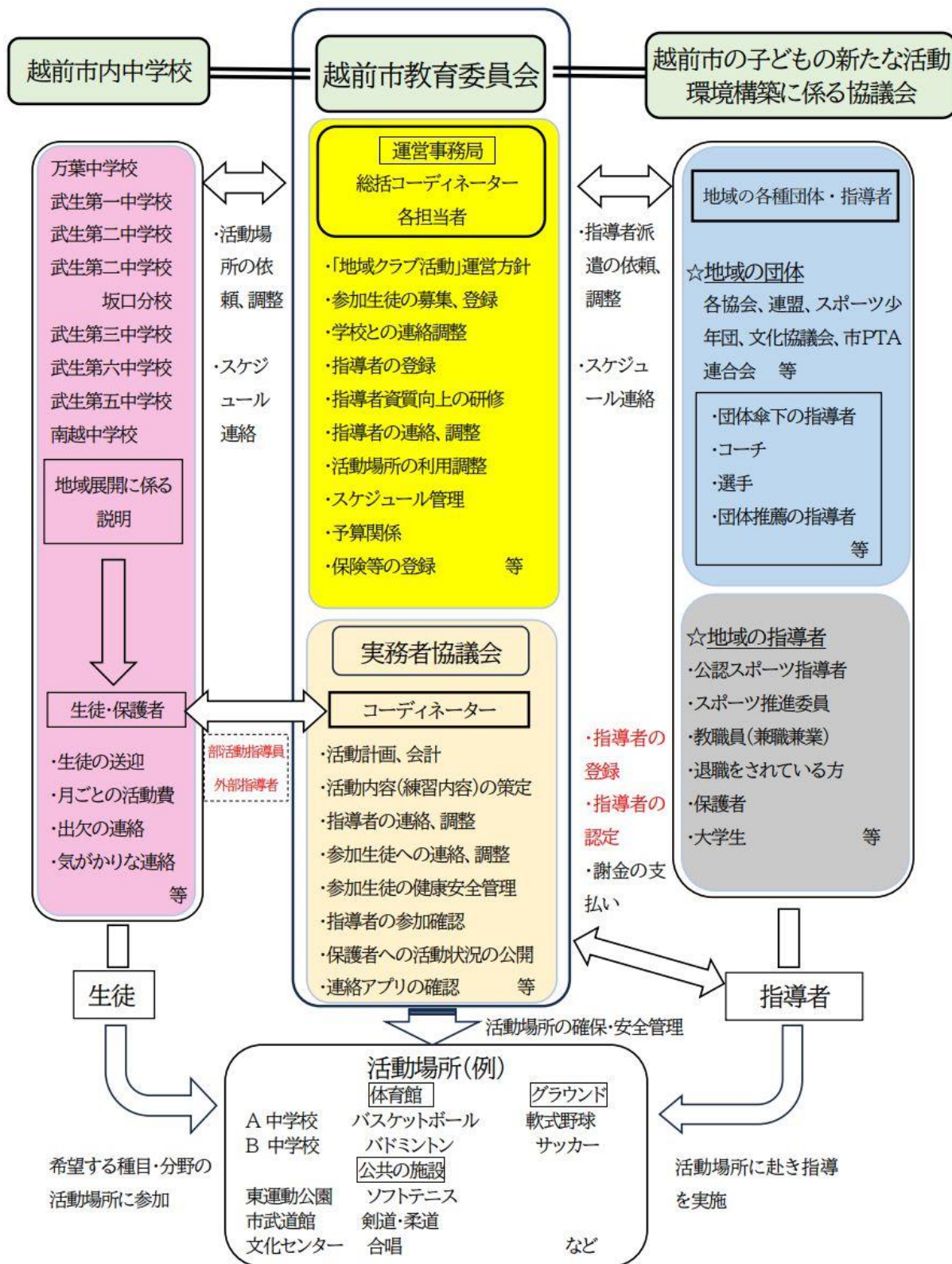
【若狭町会場】 令和7年11月30日（日） リブラ若狭（中央公民館） 研修室



※・文化活動系列を中心とした越前市指導者研修会を実施予定（開催日時未定）

・県主催の指導者研修会は2回予定されています。（開催日時未定）

(8) 越前市の子どもの新たな活動環境「地域クラブ活動」構築に向けた組織イメージ



(9) 今後の地域クラブ活動の地域展開スケジュール

資料1

	協議会・実務者会議	地域クラブ活動モデル事業	学校・中体連
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金等の事務手続き ・安全保険の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上、柔道、剣道、ソフトテニス、合唱、美術、文芸、ロボコンの地域クラブ活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期の兼職兼業届提出完了
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動追加募集 	
6月	6月30日【第1回協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・前期活動の現状 ・吹奏楽の活動方法 ・R8年度以降の方針検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・地区夏季中学校体育大会
7月	7月28日【第1回実務者連絡会】 <ul style="list-style-type: none"> ・前期活動の課題 ・後期活動の方針 		<ul style="list-style-type: none"> ・県夏季中学校体育大会
8月		8月21日・27日・28日 <ul style="list-style-type: none"> ・後期地域クラブ活動に向けての生徒・保護者説明会 ・後期地域クラブ活動の募集開始 	
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の地域クラブ活動に関する調査 ・地区秋季中学校体育大会
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・後期地域クラブ活動開始 ・吹奏楽の地域クラブ活動開始 10月22日 <ul style="list-style-type: none"> ・市主催指導者研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県秋季中学校体育大会 ・令和8年度の中体連夏季大会出場登録 ・後期の兼職兼業届提出完了
11月	11月17日【第2回協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・後期活動の状況 ・令和8年度に向けて 11月20日【第2回実務者連絡会】 <ul style="list-style-type: none"> ・後期活動の状況 ・令和8年度に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・各活動の状況確認 ・県主催指導者研修会（予定） 	
12月			<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動と部活動についての説明 (新入生説明会12月～2月中)
1月			
2月	【第3回協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の活動報告 ・実施の現状把握 ・課題等の共有 ・令和8年度以降の方針 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年生対象の地域クラブ活動各種目・競技の見学会
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・県ガイドライン提示 (予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・兼職兼業について文書配付 ・来年度に向けての生徒、保護者説明会

II 費用負担のあり方について 資料2 資料3

認定地域クラブ活動の運営費は、参加者（受益者）負担と行政からの補助のバランスを考えながら、できるだけ参加者の負担にならないようしていかなければならない。特に、生活困窮等の世帯への支援の検討も必要となる。

部活動の地域展開・「地域クラブ活動」の推進

- | | | |
|----------------------------|---|--|
| ① 「地域クラブ活動」の活動費等の支援（指導者謝金） | 資料2 | 7ページ、 資料3 参照 |
| ② 経済的困窮世帯の生徒への支援（参加費・保険料） | 資料2 | 5～7ページ、 資料3 参照 |
| ③ 推進体制の整備等（コーディネーターの配置） | 資料2 | 7ページ、 資料3 参照 |

【令和8年度地域クラブ活動事業における想定される予算】

- ① 「地域クラブ活動」の活動費等の支援
 - 地域クラブ活動をおこなうクラブ・団体への支援（継続）
 - ・参加者（受益者）負担額が低廉な金額となるよう各クラブ・団体に対し依頼する。
資料2 8～10ページ参照
 - ・各地域クラブ活動のコーディネーターを育成・支援するため、市が直接コーディネーターを委嘱し、育成支援を検討
 - ・各競技・種目の指導者を育成するため、指導者の保険料・アプリ利用料の助成
 - ・会場冷暖房費の負担（武道館、文化センター）
 - 地域クラブ活動の充実に伴う不足備品等の整備（新規）
備品・ユニフォームなど
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援（参加費・保険料）
 - 生活困窮等の世帯への補助（新規）
就学援助費受給世帯への支援（上限2,000円/月）
- ③ 推進体制の整備等（コーディネーターの配置）
 - 総括コーディネーターの設置（継続）
 - スポーツ指導者資格取得の費用に対する助成（新規）

令和7年度 部活動地域展開スケジュール(9月以降)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県実施スケジュール	<p>3日 第1回 各市町実務担当者連絡会議</p> <p>①令和8年度以降の休日部活動の実施方針の整理</p> <p>②平日部活動の地域展開にかかる意見交換</p> <p>③地域クラブ活動の認定制度に係る意見交換</p>	<p>中旬 第2回 各市町実務担当者連絡会議(たまた台提示)</p> <p>①令和8年度以降の休日における大会等への参加や練習試合の実施について</p> <p>②平日部活動の地域展開について</p>	<p>下旬 各市町照会(求年度予算・各市町地域移行状況調査)</p> <p>9日 指導者研修会(福井市)</p> <p>中旬 第3回 各市町実務担当者連絡会議(たまた台提示)</p> <p>①地域クラブ活動の認定制度について</p>	<p>下旬 第2回 各市町担当課長会議</p> <p>①令和8年度以降の休日における大会等への参加や練習試合の実施について</p> <p>②平日部活動の地域展開について</p> <p>③地域クラブ活動の認定制度について</p> <p>30日 指導者研修会(若狭町)</p>	<p>上旬 第4回 各市町実務担当者会議(たまた台提示)</p> <p>①県のガイドライン方向性について</p> <p>中旬 第3回 各市町担当課長会議(未定)</p> <p>①県のガイドライン方向性について</p>	<p>中旬 市町教育長会議・教育委員会(中間報告)</p> <p>【ガイドラインの方向性提示】</p> <p>①令和8年度以降の休日における大会等への参加や練習試合の実施について</p> <p>②平日部活動の地域展開について</p> <p>③地域クラブ活動の認定制度について</p>	<p>中旬 第5回 各市町実務担当者会議</p> <p>①県のガイドライン(案)確認</p> <p>【議論・意見集約】</p> <p>中旬 市町教育長会議・教育委員会</p> <p>【ガイドライン合意・承認】</p>	<p>中旬 ガイドライン作成完了予定</p>
	国動向	<p>認定要件詳細提示(見込)</p>	<p>受益者負担額の目安(見込)</p>		<p>新たなガイドライン提示予定</p> <p>パブリックコメント募集</p>	<p>政府予算案提示</p> <p>ガイドライン改定</p>		



資料2

地域クラブ活動の要件及び認定方法、 費用負担の在り方等について

抜粋

地域クラブ活動の要件及び認定方法について

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要①

第5回 部活動の地域展開・
地域クラブ活動の推進等に
関する調査研究協力者会議
(令和7年9月17日開催)
資料2-1

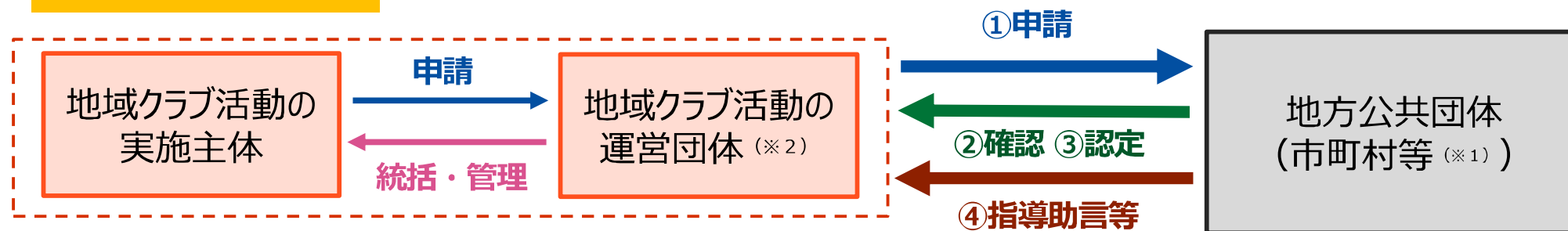
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

(※1) **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

(※2) 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

費用負担の在り方について

I 総論

3. 今後の改革の方向性

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせることが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な用途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

【議論の経緯】

- 令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①
（関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議）
- 令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
（地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）
- 令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議
 - ・ 地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
（受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換）

【今後の予定】

- 令和7年9月以降 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- 令和7年秋～冬頃 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等に要する主な費用等

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、**①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。**

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）

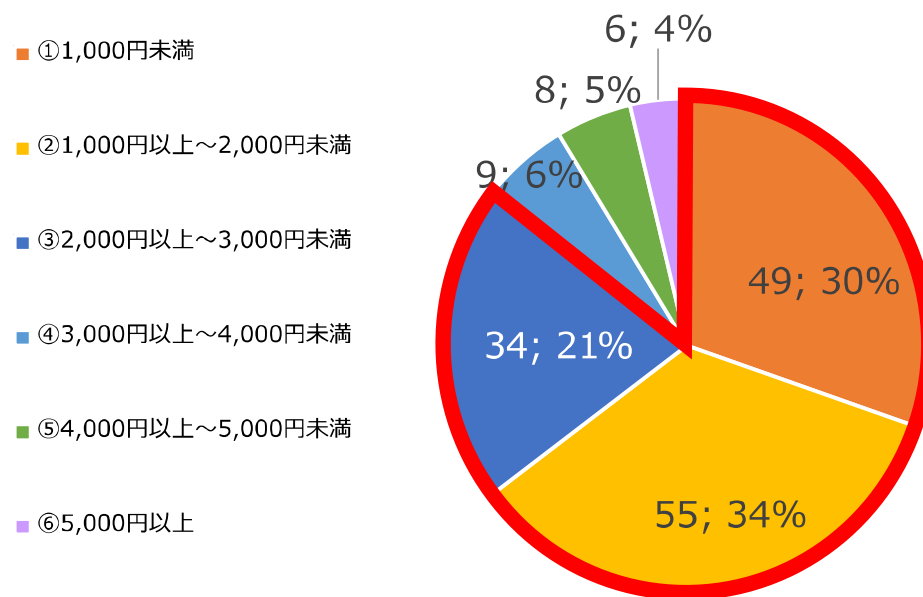
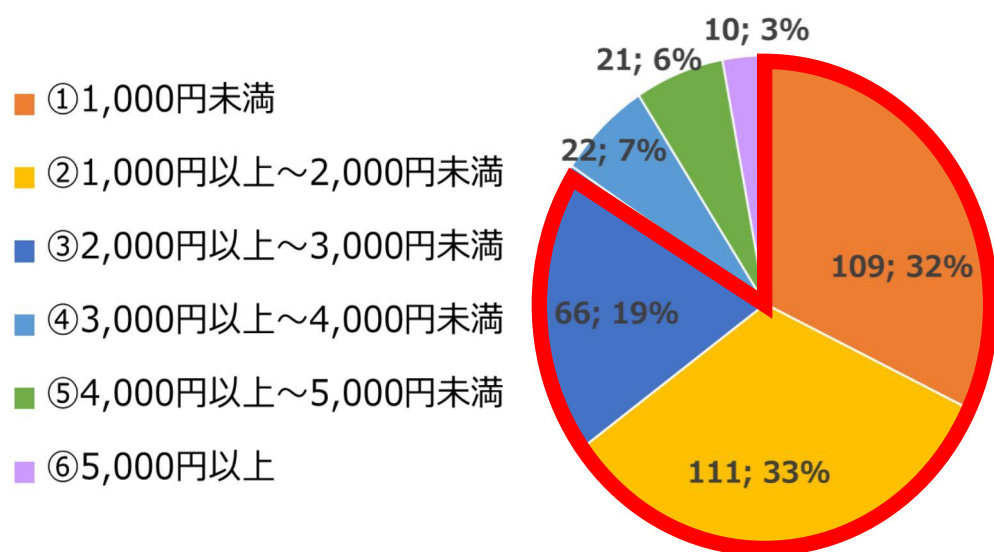
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

<運動部> 回答数：399 ⇒ **月額3,000円未満が84%**

<文化部> 回答数：161 ⇒ **月額3,000円未満が85%**

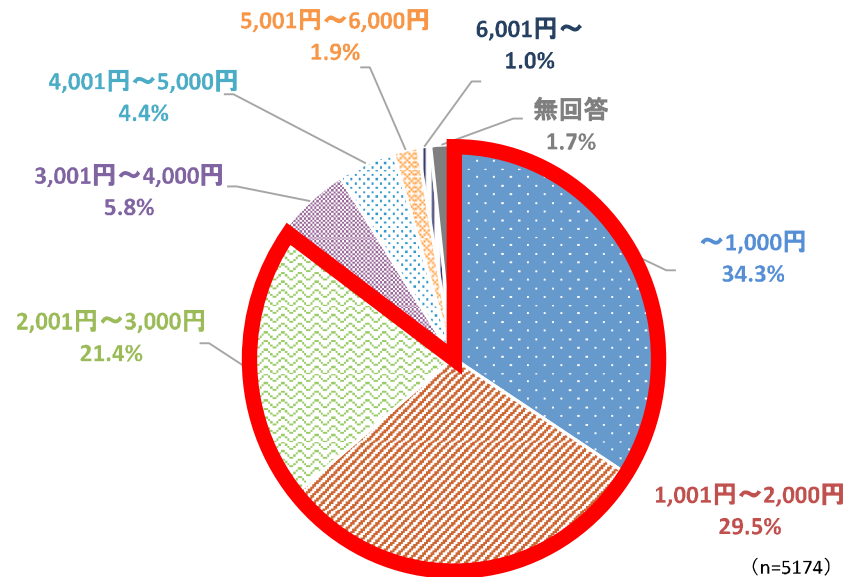


○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

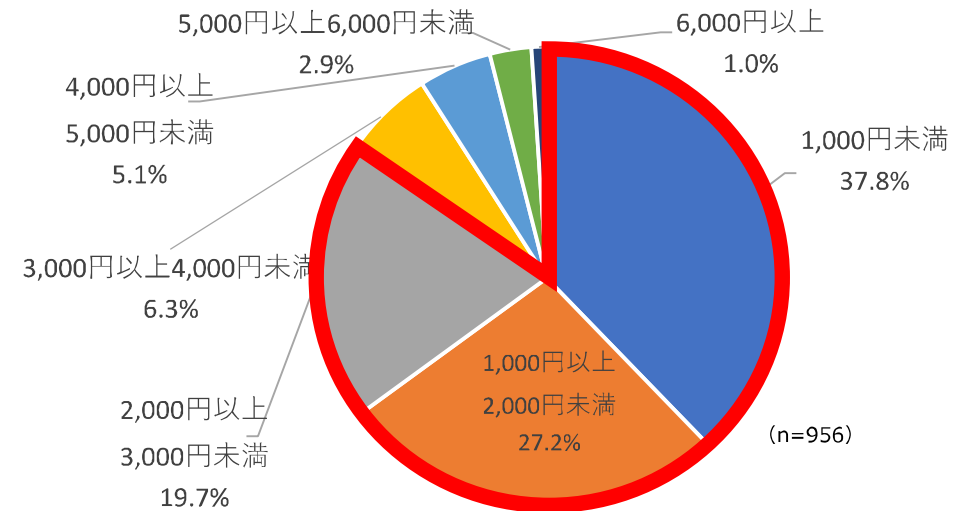
調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ **月額3,000円以下が85%**



文化部回答数：956 ⇒ **月額3,000円未満が85%**



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

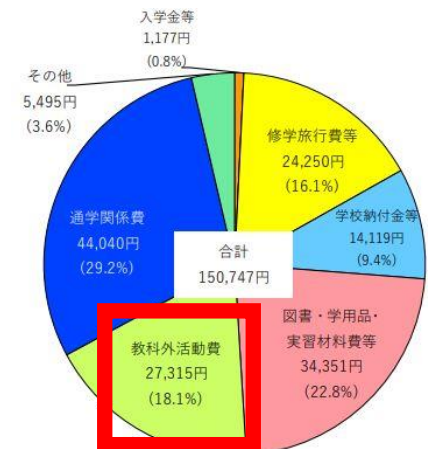
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（**月額換算で2,276円**）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



具体的な金額の水準等については、引き続き検討。

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業

1,866,672千円+事項要求 (1,426,602千円)

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援などを実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金



① 地域クラブ活動の活動費等の支援
〔指導者謝金
事務局人件費等〕





② 経済的困窮世帯の生徒への支援
(参加費・保険料)





③ 推進体制の整備等
〔コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用等〕



(2) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費、JSC運営費交付金

- 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる伴走支援
- 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、好事例の横展開
- 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、指導・リスクマネジメントの手引きの作成や、動画ポータルサイトの運営
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援

1,525,440千円 (1,475,936千円)

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

【13,620人】

※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

補助金

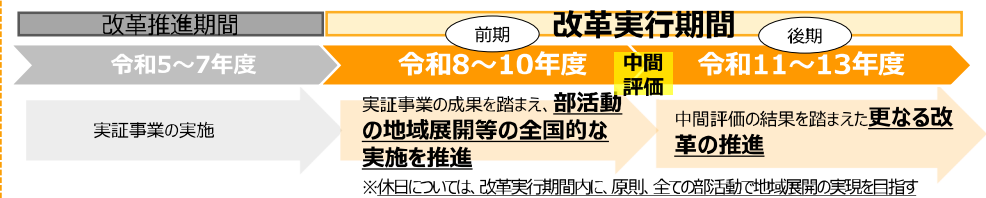
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

338,065千円 (290,586千円)

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロッグ設置に伴う扉の改修等)
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等

補助金



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）**
第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。